

令和元年 第10回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和元年9月25日(水) 15時00分から15時40分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	○
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	—
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第30号	農地法3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第31号	農地法5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第32号	農業経営基盤強化促進事業について
日程第5		報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局次長兼産業観光課副課長	秋谷 裕章
	農地調整担当主査	長瀬 昇之
	農地調整担当主事	久米 美夏

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日の出席議員は 13 名でございます。欠席委員は 1 名でございます。定数に達しておりますので、これより令和元年第 10 回農業委員会総会を開会いたします。

日程第 1 の議事録署名委員の指名についてですが、「■■■番 ■■■■■委員」と「■番 ■■■委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第 2・議案第 30 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■■■■■■の田 1 筆で面積は 1,657 m²でございます。譲渡人は■■■にお住まいの方で、譲受人も■■■にお住まいの農家の方です。権利の移転形態につきましては所有権移転となっております。詳細につきましてはお手元の議案書並びにモニターをご参照ください。

本申請の経緯についてですが、申請者はかねてより当該農地を耕作していましたが、この先譲渡人自身が耕作する予定がないと判断したことで、所有権移転を行い、自身の農地として耕作するために、今回申請となった次第でございます。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第 3 条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置でございますが、案内図をご覧ください。■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の中央部分に位置しており、■■■■■■■■■■の西側に位置する筆です。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。適切に耕作されております。農地取得後も引き続き水稻を栽培する計画となっております。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。今回の譲受人の所有地は町内に 24 筆ございます。総面積は 11,866 m²でございます。うち 1 筆は利用権設定で貸付をしております。事前に事務局で農地を全て回り現況は確認しておりますが、皆さまにも耕作状況をご確認していただきます。

(現状の確認)

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法 3 条 2 項に基づく判断

基準5点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。今ご覧頂きましたように、耕作地全てが適切に利用・耕作されておりますのでこの点につきましては問題ないと思われまます。

2点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である5,000㎡を超えている必要があるという点ですが、これについても、申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は14,329㎡となりますので問題ございません。

3点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準でございます。今回の場合ですと、世帯員と致しましては■■■■が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、年300日従事と記載されておりましたので問題はございません。

4点目は農業生産法人の要件についてですが今回は該当ございません。

5点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、現在、申請地周辺で農作業に従事しており、地域での取り組みを遵守していることから、特に問題ございません。

以上の観点から、農地法3条2項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で「農地法第3条の規定による許可申請について」説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくおねがい致します。

(■■■番■■■委員)

■■■番■■■です。農地を農地として譲るということですので、問題ないと思います。ご審議よろしくおねがいたします。

(■番■■■委員)

■番■■■です。地区担当です。■■■■は何回か前の総会審議案件で、■■■の農家のご親戚に土地を売っております。農地はこれが最後だと思いますが、これを荒らさずに次の世代に農地を渡せるのは良い事だと思いますので、ご審議の程よろしくおねがいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「許可相当」としてよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「許可相当」とすることと致します。

続きまして、日程第3・議案第31号「農地法5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は9件申請がございますので、1件ずつご審議ねがいます。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田1筆で面積は412㎡でございます。譲受人は■■■■にお住まいの方で、譲渡人も■■■■にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は現在■■■■に居住しておりますが、■は仕事のため、■■■■と■■■を行き来しております。■が来年帰国し実家のある■■■に生活の拠点を移すために、今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるので、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■から程近く、■■■■の裏手に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。なお、こちらは1枚の農地を6筆に分筆しており、この後2件目から6件目にかけてご審議いただく住宅敷地の筆となります。隣接する農地は、全て譲渡人の農地でございます。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は芯積みのコンクリートブロック2段から4段および地先ブロックを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、芯積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題はございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願います。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願い致します。

(■番■■委員)

■番■■です。先ほど事務局と会長と現場を確認してまいりました。特に問題はないという解釈ですので、よろしくお願い致します。

(■番■■委員)

■番■■です。地区担当ということで、■■■■のお宅へ伺いお話を聴きましたが、全て不動産会社に任せているということでしたので、■■■■■■へ伺い、お話を聴きました。以前、申請地が面している道路の関係の件を農業委員会で審議したことがありましたが、道路も写真の通り綺麗になっておりますし、排水も問題ないと思います。

今後同一敷地に6棟建築予定ですが、全て役場の建築担当が示した基準を満たしているとのことでしたので、問題はないかと思えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることと致します。続きまして、2件目の案件についてご審議願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田1筆で面積は455㎡でございます。譲受人は■■■■にお住まいの方で、譲渡人も■■■■にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は現在■■のアパートに、■■■■で居住しておりますが、子どもの成長とともに部屋が狭くなってきたため、今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるので、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。1件目の隣地でございます。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は芯積みのコンクリートブロック2段から4段および地先ブロックを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、芯積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題はございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願います。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願い致します。

(■番■■委員)

■番■■です。先ほどの案件と同一敷地であるので、何ら問題はないと解釈しておりますので、よろしくお願い致します。

(■番■■委員)

■番■■です。先ほどと同じく問題はないと思います。ご審議よろしくお願い致します。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることと致します。
続きまして、3件目の案件についてご審議願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田1筆で面積は386㎡でございます。譲受人は■■■にお住まいの方で、譲渡人は■■■■にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は現在■■■のアパートに、■■■■で居住しておりますが、子どもの成長とともに部屋が狭くなってきたため、今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるので、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。2件目と1筆はさんだ農地でございます。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は芯積みのコンクリートブロック2段から4段および地先ブロックを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、芯積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題はございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願い致します。

(■番■■委員)

■番■■です。先ほどの案件の隣接地になっていきますので、何ら問題ないと思
います。よろしくご審議願います。

(■番■■委員)

■番■■です。先ほどと同様です。よろしくお願い致します。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょ
うか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることと致します。
続きまして、4件目の案件についてご審議願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田1筆で面積は424㎡で
ございます。譲受人は■■■にお住まいの方で、譲渡人も■■■■にお住まいの方
です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細に
つきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は現在■■のアパートに、■■■■で居住し
ておりますが、子どもの成長とともに部屋が狭くなってきたため、今回農地転用の
申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるので、除外の必
要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。3件目の隣
地でございます。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は芯積みのコン
クリートブロック2段から4段および地先ブロックを用いて行います。生活排水は、
合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流する計画となっております。現況については
こちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。周辺
への営農への影響は、芯積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題は
ございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願
いします。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願ひ致します。

(■番■■■委員)

■番■■■です。前件の隣接地であつて、また調整区域の白地ですので、問題ないと思ひます。

(■番■■■委員)

■番■■■です。先ほどと同様です。

(■番■■■委員)

■番■■■です。先ほどの案件と同じ敷地を通過して宅地に入ると思ひますが、宅地間で何か境界に設置するのですか？

(事務局)

はい、道路から敷地に入る部分については、通常ブロックを積むと進入に支障がでてくるので、地先ブロックという、地面から数センチ出ているようなブロックを設置して、境界を明確にします。

(■番■■■委員)

はい、わかりました。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることと致します。続きまして、5件目の案件についてご審議願ひします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田1筆で面積は363㎡でございます。譲受人は■■■にお住まいの方で、譲渡人も■■■にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は現在■■■■で生活しておりますが、結

婚が決まったことで、申請地に家を建て居住したいとのことで今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるので、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。4件目申請地を1筆挟んだ農地でございます。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は芯積みのコンクリートブロック2段から4段および地先ブロックを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、芯積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題はございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願い致します。

(■■番■■委員)

■■番■■です。案件1から4まで同様、問題ないと思われま。ご審議願います。

(■番■■委員)

■番■■です。先ほどと同様でございます。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることと致します。続きまして、6件目の案件についてご審議願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田1筆で面積は419㎡でございます。譲受人は■■■にお住まいの方で、譲渡人は■■■■にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は現在■■■のアパートに■■■■で生活し

ておりますが、子どもの成長とともに部屋が狭くなってきたため、今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるので、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。5件目の隣地でございます。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は芯積みのコンクリートブロック2段から4段および地先ブロックを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、芯積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題はございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願いします。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願い致します。

(■■番■■委員)

■■番■■です。1から5までの案件同様、問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。

(■番■■委員)

■番■■です。前件と同様でございます。

(■■番■■委員)

■■番■■です。今までに大雨などで百間地区の一部が冠水したという話を聞いているのですが、役場で残っている記録で、どこまで水が来ているのか参考までに教えていただければと思います。

(事務局)

こちらの航空写真をご覧ください。今回の申請地がこちらですが、台風や大雨の時に冠水する地区は、こちらの■■■■と■■■■■■■■■■■■■■■■近辺です。特に住宅が密集しているところは最大膝丈くらいまで冠水したことがありました。今回の申請地については、農地だったので、排水路と同じくらいの高さにまで水が溜まったことはございます。今回田を宅地化することで、その水が■■■■に流れてしまう心配もあるんですが、因果関係は正確には判断できませんが、この■■■■■■■■と■■■■■■が一番高くなっておりますので、申請地の水が道路を越えて住

宅街に流れる事はないと思います。

(■■番■■委員)

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることと致します。続きまして、7件目の案件についてご審議願います。

(事務局)

7件目の案件についてですが、本案件は、申出人の都合により、取下げの申出がありましたので、取下げとなります。以上でございます。

(会長)

ただいま説明がありましたとおり、本案件は取下げとなりました。続きまして、8件目について事務局説明願います。

(事務局)

8件目の案件についてですが、本案件は、申出人の都合により、取下げの申出がありましたので、取下げとなります。以上でございます。

(会長)

ただいま説明がありましたとおり、本案件は取下げとなりました。続きまして、9件目について事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明させていただきます。申請地は宮代町■■■■■■■■の畑2筆の一部で面積は410.5㎡でございます。申請者は■■■■■■■■■■を生業とする法人で、譲渡人は■■■にお住まいの方と■■■■■■■■にお住まいの方の計2名です。転用目的は工事用地としての一時転用です。権利の移転形態は賃貸借権設定となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、圏央道の4車線化工事に伴い、道路直下の農地を資

材置場や駐車場などの工事用地として、3年間用いたいとのことで、今回申請となりました。なお、こちらは農用地区域内の農地ですが、今回の一時転用計画が、農用地区域で行う内容として適合している旨の適合証明が町から発行されております。補足ですが、こちらの隣地は先月総会でご審議いただきました、同じ譲受人が工事用地として申請しました筆で、目的とする圏央道4車線化工事は今回と同じ内容のものでございます。

申請地の位置は、案内図をご覧ください。■■■との境界沿いに位置し、■■■と■■■と■■■■■■の北西にございます。公図で見ますとこのような形になります。個人が所有されている農地が1筆ございますが、隣地同意はいただいております。続きまして、土地利用計画図をご覧ください。先月申請された資材置場や駐車場目的での転用が計画されている工事用地へ、資材や車両を搬入する、搬入路として使用されます。農地を保護するため、土木シートを敷き、その上に砕石などを敷いて簡易舗装を行う計画です。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。工事計画について、提出された資料をもとにご説明します。

(工事計画概要書・工程表・搬入経路を説明)

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農用地区域内農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願い致します。

(■■番■■委員)

■■番■■です。現地確認をしてきました。安全確保を充分していただいて、工事をしていただければと思います。ご審議の程よろしくおねがいたします。

(■番■■■■委員)

■番■■■■です。地元担当です。圏央道の拡幅工事の為の一時的な転用ですので、何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしくおねがいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることと致します。続きまして、日程第4、議案第32号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。今月は新規の案件が1件ございます。それでは、事務局説明願

ます。

(事務局)

<議案書読み上げとスライド説明>

(会長)

それではご審議の程よろしくお願い致します。

(■■番■■委員)

■■番■■です。他に耕作されている畑もまわりましたが、ほとんど綺麗に耕作されておりますので、何の問題もないと思います。以上です。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「決定」することと致します
続きまして、日程第5「報告事項」について、事務局報告願います。

(事務局)

続きまして、今回の報告事項についてご説明させていただきます。
今月は各種届出の締め日が9月10日となっております。10日までに、4条届出が0件、5条届出が1件ございましたことをご報告させていただきます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和元年第10回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和元年 10 月 25 日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印